

放送大学図書情報委員会規程

平成17年2月28日

放送大学規程第11号

改正 平成18年9月11日、平成21年2月18日・
3月25日、平成24年3月14日、平成25年
3月13日、平成29年3月28日

(設置)

第1条 教授会に、放送大学教授会規程（平成22年放送大学規程第2号）第8条の規定に基づき、放送大学図書情報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 図書・学術雑誌その他の資料（以下「図書資料」という。）の整備に関する事。
- 二 図書資料の運用システムに関する事。
- 三 他の関係機関との連携協力に関する事。
- 四 その他図書資料に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 附属図書館長
- 二 各コースの教授又は准教授 各1名

(任期)

第4条 前条第2号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、附属図書館長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会に特定の事項を調査、審議させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、情報部図書情報課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 図書委員会規程（昭和59年4月12日第23回教授会）は、廃止する。

附 則（平成18年9月11日）抄

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月18日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。